```
する省令を次のように定める。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    〇農林水産省令第六十七号
この省令は、公布の日から施行する。附則
                                                                                                                                                                                       精觀館(機) 名·入港年月日
種類·名称·庭地
種類·名称·庭地
面数·数量
可以入住所氏名
可以入住所氏名
可以入年所氏名
可以入年所氏名
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               第八号様式の八中「米深人」を「並深人」に改める。第七号様式の八中「米深人」を「並深人」に改める。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
        積載船(機)名・入港年月日
種類・名称・産地
種数・名称・産地
面数・数量
荷 送 人 住 所 氏 名
荷 受 人 住 所 氏 名
(消毒・廃棄)すべき理由
(消毒・廃棄)の場所及び方法
材 則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           第九号樣式 (第二十一条関係)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      第九号様式を次のように改める。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正
                                                                                                  植物防疫法第
                                                                                                                                                                      第十一号樣式 (第二十二条関係)
                                                                                                                                                                                第十一号様式を次のように改める。
                                                                                                                                                                                                                                                                       下記の植物を植物防疫法第
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       平成十六年九月七日
                                                                                                                                遯
                                                                                                  祭第
                                                                                                                                                                                                                                                                                                      涠
                                                                                                ・・植物防疫所 (・・ 支所又は出張所)
植物防疫官 氏 名 卿
頃の規定により下記のとおり (消毒・廃棄)することを命ずる。
                                                                                                                                                                                                                                                                       条の規定により処分したことを証明する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   分
                                                                                                                                                             廃
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   빢
                                                                                                                                                             無
                                                                                                                                                                                                                                                                                           植物防疫所(
                                                                                                                                                                                                                                                                                  植物防疫官
                                                                                                                                                             侣
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   岀
                                                                                                                                                              4>
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       農林水産大臣
                                                                                                                                                                                                                                                                                  \mathbb{R}
                                                                                                                                                                                                                                                                                           支所又は出張所)
                                                                                                                                         番年
                                                                                                                                                                                                                                                                                                               番年
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       亀井
                                                                                                                                         Ш
                                                                                                                                                                                                                                                                                                               Ш
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       善之
                                                                                                                                                                                                                                                                                  加
                                                                                                            =
                                                                                                                                                                                                                                                                                  (III)
                                                                                                                                         甲毒
                                                                                                                                                                                                                                                                                                               导导
```